

憲法改正国民投票法草案 比較

(1) 有権者

自治庁案（昭和 28 年 2 月 11 日案）

第 5 条 衆議院議員の選挙権を有する者は，国民投票の投票権を有する。

議連案

第七条 日本国民で年齢満二十年以上の者は，国民投票の投票権を有する。

骨子案（平成 16 年 12 月 3 日資料）

第一 三 国民投票の投票権

衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する者は，国民投票の投票権を有するものとする。

とりまとめ案（平成 17 年 4 月 25 日資料）

論点 8 国民投票権者は，日本国籍を有する 18 歳以上の日本国民とすべきである。例外的に，義務教育修了者までに対象を拡げるべきである。

(2) 発問単位のあり方

自治庁案

なし

議連案

なし

骨子案

第二 三 投票の方式等

1 投票人は，投票所において，憲法改正に対する賛成又は反対の意思を表示する記号を，自ら記載して，これを投票箱に入れなければならないものとする。

2 投票用紙の様式，投票の方式，投票の効力その他国民投票の投票に関し必要な事項は，憲法改正の発議の際に別に定める法律の規定によるものとする。

投票用紙の様式，投票用紙に憲法改正案を掲載するか等については，憲法

改正の発議の都度、改めて別に法律（例えば「平成 年日本国憲法改正国民投票実施法」）で定めることとしている。例えば、複数項目に係る憲法改正案の場合に、全体を一括で国民投票に付すか、項目別に国民投票に付すかに応じて、投票用紙の様式等が定められたり、また、憲法改正案の内容（分量）に応じて、投票用紙への改正案の記載の有無が定められたりすることとなる。

とりまとめ案

論点 10 個別投票方式を原則とすべきである。また、相互不可分な条文の間で投票矛盾が生じないような、投票用紙の工夫が必要である（この点は、論点 6 の憲法改正発議の方法如何にも関係する）。

（ 3 ） 投票方式

自治庁案

第 13 条 国民投票の投票用紙には、憲法改正に対する賛成又は反対の意思を表示する記号を記載する欄を設けなければならない。

議連案

第三十六条 投票用紙には、憲法改正に対する賛成又は反対の意思を表示する記号を記載する欄を設けなければならない。

第三十七条 投票人は、投票所において、憲法改正に対し賛成するときは投票用紙の記載欄に ○ の記号を、憲法改正に対し反対するときは投票用紙の記載欄に × の記号を、自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

骨子案

第二 三 投票の方式等

1 投票人は、投票所において、憲法改正に対する賛成又は反対の意思を表示する記号を、自ら記載して、これを投票箱に入れなければならないものとする。

2 投票用紙の様式、投票の方式、投票の効力その他国民投票の投票に関し必要な事項は、憲法改正の発議の際に別に定める法律の規定によるものとする。（（ 3 ） 発問単位のあり方参照）

とりまとめ案

論点 1 2 「可」とするものに、「○」を付す方式を採用すべきである。この場合、白票は反対票となる。

(4) 過半数の意味

自治庁案

第29条 中央選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、直ちに有効投票の総数、憲法改正に対する賛成の投票及び反対の投票の数並びに憲法改正に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の二分の一の数をこえる旨又はこえない旨を内閣に報告しなければならない。

議連案

第四十三条 国民投票の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 所定の ○又は×の記号の記載方法によらないもの
- 三 ○又は×の記号のいずれも記載していないもの

第五十四条 国民投票の結果、憲法改正に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の二分の一を超える場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。

骨子案

第四 一 国民の承認

国民投票において、憲法改正に対する賛成投票の数が有効投票総数の二分の一を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。

とりまとめ案

論点 11 投票総数を基準とすべきである。また、投票率が低い場合に投票結果を「無効」とすることについては引き続き検討する。

(5) 国民の承認時期と訴訟の関係

自治庁案

未定

議連案

第五十四条 国民投票の結果、憲法改正に対する賛成の投票の数が有効投票

の総数の二分の一を超える場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。

骨子案

第四 一 国民の承認

国民投票において、憲法改正に対する賛成投票の数が有効投票総数の二分の一を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。

とりまとめ案

なし

(6) 訴訟

自治庁案

未定

議連案

第五十五条 国民投票の効力に関し異議があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、第五十二条第二項の規定による告示の日から起算して三十日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

骨子案

第五 一 国民投票無効の訴訟 「選挙無効の訴訟」に相当する訴訟

1 国民投票の効力に関し意義があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から起算して30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。

二 国民投票の結果の無効の訴訟 「当選無効の訴訟」に相当する訴訟

国民投票の結果の効力に関し異議があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から起算して30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。

三 訴訟の処理に係る原則

一又は二による訴訟については、裁判所は、他の一切の訴訟に優先して、速やかにその裁判をしなければならないものとする。

四 訴訟の提起が投票の効果に与える影響

一又は二による訴訟が提起されても、その無効判決が確定するまでは、国民投票の効果に影響を及ぼさないものとする。

とりまとめ案

なし

(7) 国民投票運動に関する規制

1) 外国人の運動

自治庁案

第45条 外国人は、国民投票に関する運動をしてはならない。

議連案

第六十六条 外国人は、国民投票運動をすることができない。

骨子案

第八 三 外国人の国民投票運動の禁止等

1 外国人は、国民投票運動をすることができないものとする。

とりまとめ案

論点9 外国人の国民投票運動の自由は、公共の福祉に反する場合(内在的制約)を除き、可及的に保障されるべきである。

2) 規制のあり方

自治庁案

各論のみ

議連案

各論のみ

骨子案

第八 国民投票運動に関する規制

国民投票運動の規制に関しては、基本的に自由であるとの原則の下に公正な国民投票のために必要最小限度の規定のみを整備した自民党提示案(議運案)を維持することとした。

とりまとめ案

論点 13 国民投票運動規制・罰則は、次の「3原則」に基づき、必要最小限にとどめるべきである。

<原則1> 「まず、規制ありき」ではなく、「規制ゼロ」から考える。

<原則2> 「プレス自由」は、特に保障されなければならない。

<原則3> 刑法、国家公務員法等、他の法律で刑事制裁が定められている行為類型については、新たに罰則を設けない。